

# 第2期 三川町 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月  
三川町



## はじめに

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。

そのため、国では地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することをめざし、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立しました。そして、平成27年4月から、これに基づいた「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

三川町においても子どもと子育て家庭を地域で見守り、支援していくことが重要なテーマと考えられます。このようなことから、本町においても平成27年3月に「子ども・子育て支援新制度」に対応した「三川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から令和元年度までの5年を1期として推進してまいりました。

この間、町では計画に基づきながら、各種施策を積極的に展開するとともに、取り組みの大きな役割を担う「三川町母子健康包括支援センター」の設置や「三川町子育て交流施設「テオトル」」の整備を進めるなど、子ども・子育て支援の充実に努めてきたところであります。

今般、この第1期計画の継承となる「第2期三川町子ども・子育て支援計画」を策定いたしました。

今後も、町民の皆様が安心して子どもを産み育てることができ、子育てしやすいまちと実感していただけるよう、より一層、子ども・子育て支援施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました三川町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査などに御協力いただきました町民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

三川町長 阿 部 誠

# 目次

---

<b>第1編 総論</b>	<b>1</b>
<b>第1章 計画の概要</b>	<b>2</b>
1 計画の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く状況</b>	<b>4</b>
1 三川町の概況	4
2 アンケート調査結果のポイント	10
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>16</b>
1 計画の基本的な方向	16
2 計画の体系	17
<b>第2編 子ども・子育て支援事業計画</b>	<b>19</b>
<b>第1章 事業推進の考え方</b>	<b>20</b>
1 子ども・子育て支援事業の推進の考え方	20
<b>第2章 事業の推進</b>	<b>22</b>
1 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進	22
2 地域子ども・子育て支援事業の推進	22
3 仕事と生活の調和の促進	27
4 その他の支援事業の推進	28
<b>第3章 事業の計画目標</b>	<b>30</b>
1 教育・保育事業の確保策	30
2 地域子ども・子育て支援事業の確保策	31
<b>第3編 放課後子どもプランの推進</b>	<b>33</b>
<b>第1章 事業推進の考え方</b>	<b>34</b>
1 放課後子ども総合プランの推進の考え方	34
<b>第2章 事業の推進</b>	<b>35</b>
1 放課後子ども教室の推進と学童保育所との連携	35
2 事業の計画目標	36

<b>第4編 次世代育成支援継承計画の推進</b>	<b>37</b>
<b>第1章 継承計画推進の考え方</b>	<b>38</b>
1 次世代育成支援行動計画の継承の考え方	38
<b>第2章 継承事業の展開</b>	<b>39</b>
基本目標1 子どもの心身の健やかな成長の支援	39
基本目標2 子育て家庭をサポートする環境の整備	39
基本目標3 地域の子育て力を強化する施策の充実	40
基本目標4 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保	41
基本目標5 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実	41
<b>第5編 計画の推進体制</b>	<b>43</b>
<b>第1章 計画の推進体制</b>	<b>44</b>
1 子ども・子育て会議による進捗評価	44
2 庁内における進捗評価の体制	44
3 関係機関等との連携・協働	44
4 計画の周知	44
<b>第2章 進捗評価の仕組み</b>	<b>45</b>
<b>資料編</b>	<b>47</b>
<b>計画策定の経緯</b>	<b>48</b>
1 子ども・子育て会議	48
2 計画の策定経過	49



# 第1編 総論



# 第1章 計画の概要

## 1 計画の趣旨

近年の急速な少子化や核家族化・高齢化の進行など、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、国においては平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策（次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備）を推進してきました。

その後も平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現と、多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援の再構築を車の両輪として進めてきました。

こうした“子育て家庭”を社会全体で支援するという考え方によって子育て支援が実施されてきましたが、その間にも少子化の進行や未婚・晩婚化の進行はとどまりませんでした。

これを受け、“社会全体”で子ども・子育てを支援するという考え方に基づき、平成22年1月には今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」を策定し、「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という2つの基本的考え方に基づき、「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ」「妊娠・出産・子育ての希望が実現できる社会へ」「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ」を目指すべき社会への政策4本柱として、施策を推進してきました。

さらに、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。この「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などと併せて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

また、平成28年4月と令和元年10月に、新たに仕事・子育て両立支援事業と子育てのための施設等利用給付がそれぞれ創設され、幼児教育・保育の無償化が実施されました。このほかにも、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、令和2年4月には児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しや、その他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正が行われる予定です。

本町においても、平成27年3月に策定した「第1期三川町子ども・子育て支援事業計画」の考えを継承しつつ、多様化する町民ニーズへの対応や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた地域や社会全体での取り組みのさらなる推進を目指し、「第2期三川町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。



## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となり、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」にも位置付けられます。

本町の上位計画である「三川町総合計画」や「三川町地域福祉計画」、そのほかの子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。

### 【子ども・子育て支援法(抜粋)】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

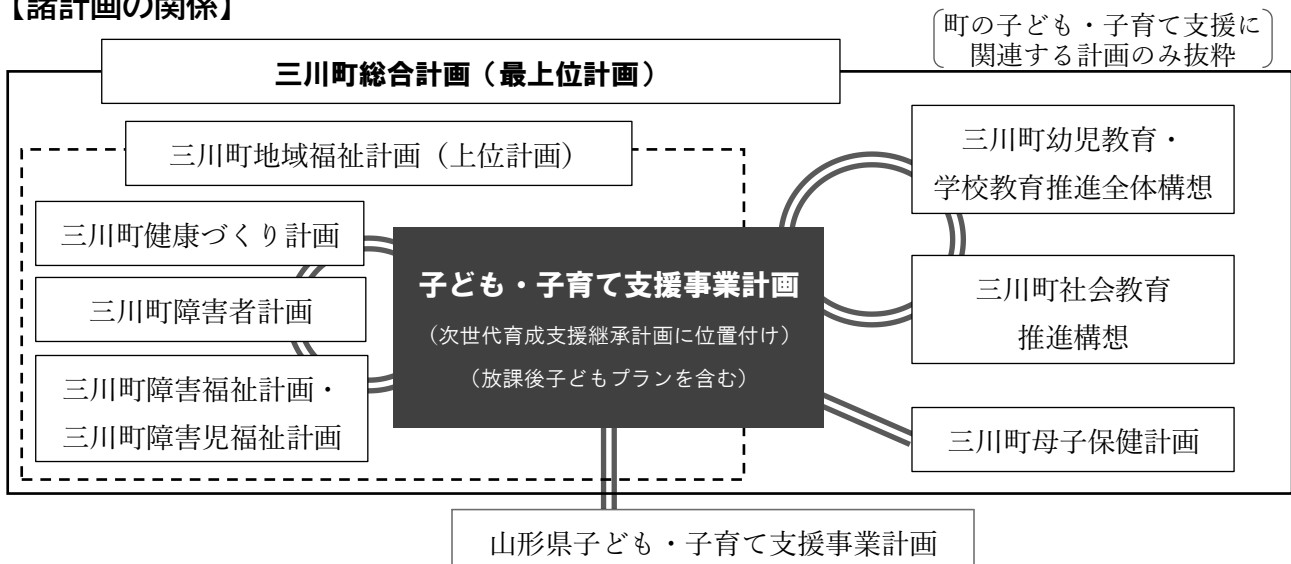
第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 【次世代育成支援対策推進法(抜粋)】

(市町村行動計画)

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

### 【諸計画の関係】



## 3 計画の期間

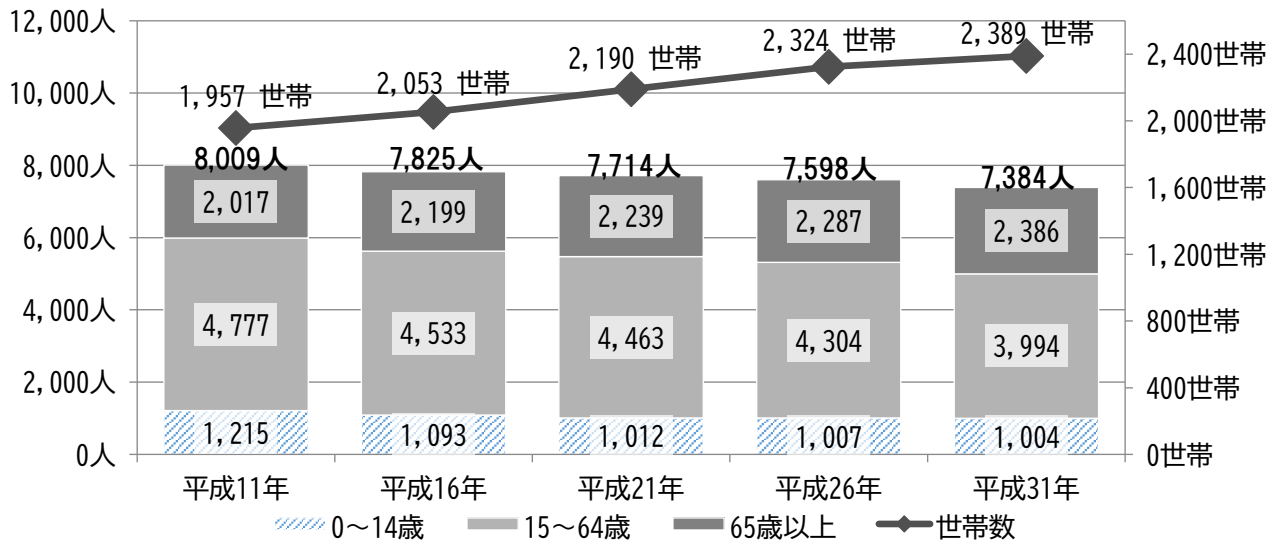
本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年を計画期間とします。また、計画の内容と実際の状況にかい離が生じた場合は、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。

# 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

## 1 三川町の概況

### 1.1 人口、世帯等の状況

#### (1)人口及び世帯数の推移

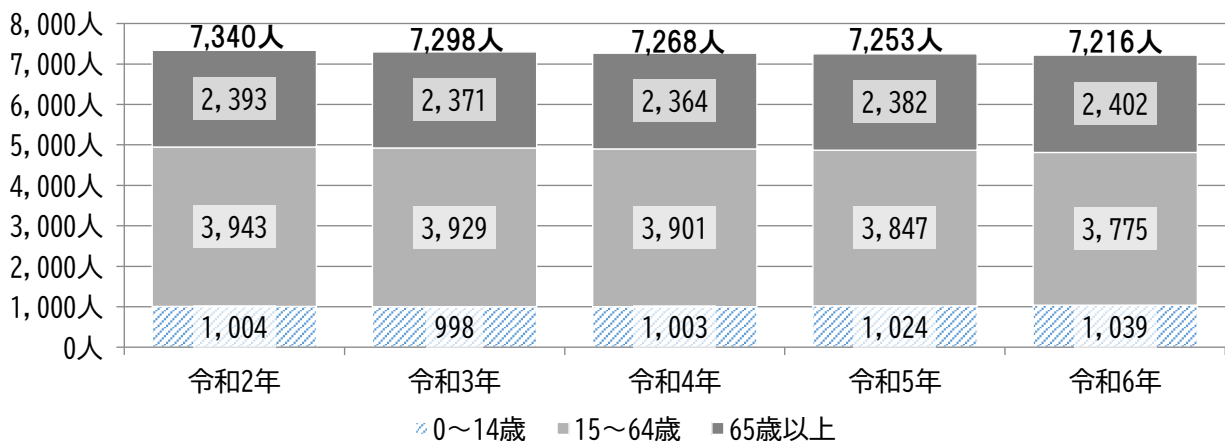


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

総人口は緩やかに減少しているものの、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化が進行しています。また、0~14歳の人口は減少していますが、近年減少幅が小さくなっています。

世帯数は増加傾向にあり、平成31年には2,389世帯となっています。

#### (2)人口推計

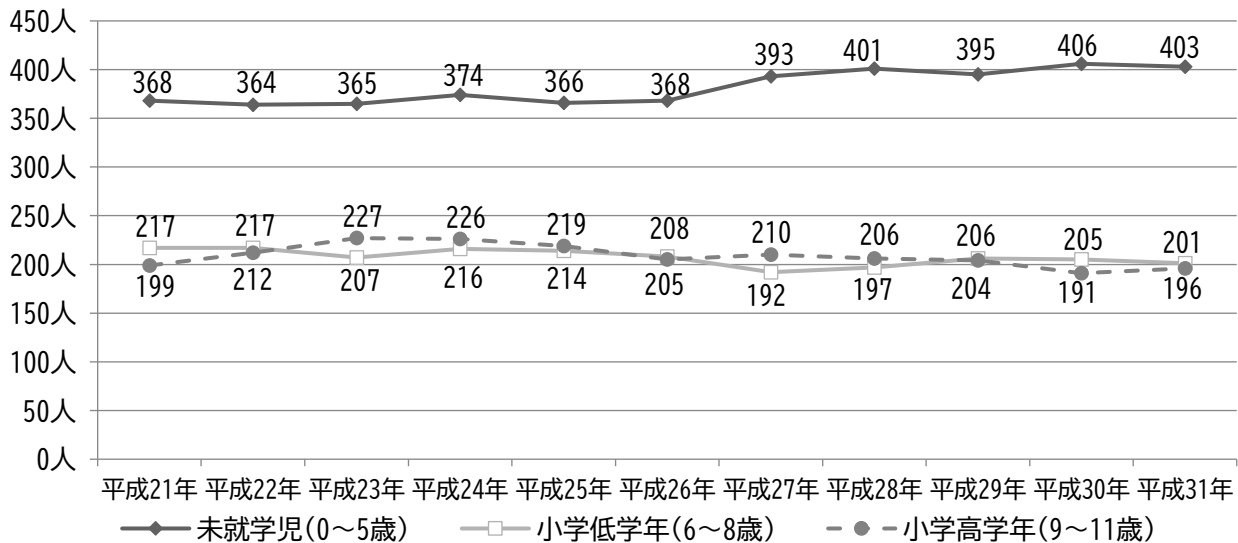


資料：コーホート変化率法による推計（住民基本台帳登録人口ベース）

令和2年から令和6年までの人口推計をみると、今後も総人口は緩やかに減少するものと推計されます。また、0~14歳人口については、近年の出生数から増加するものと見込まれ、令和2年の1,004人から令和6年には1,039人まで増加するものと推計しています。

## 1.2 児童人口等の状況

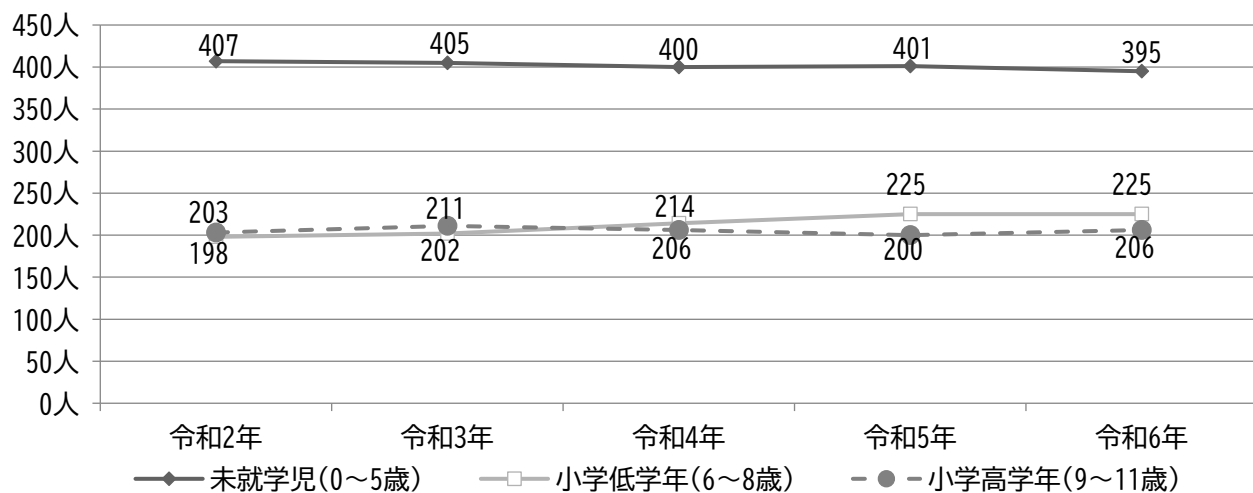
### (1) 児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

0～11歳までの児童人口の推移をみると、「未就学児（0～5歳）」人口は増加傾向にあり、「小学低学年（6～8歳）」と「小学校高学年（9～11歳）」人口では大きな増減はみられません。

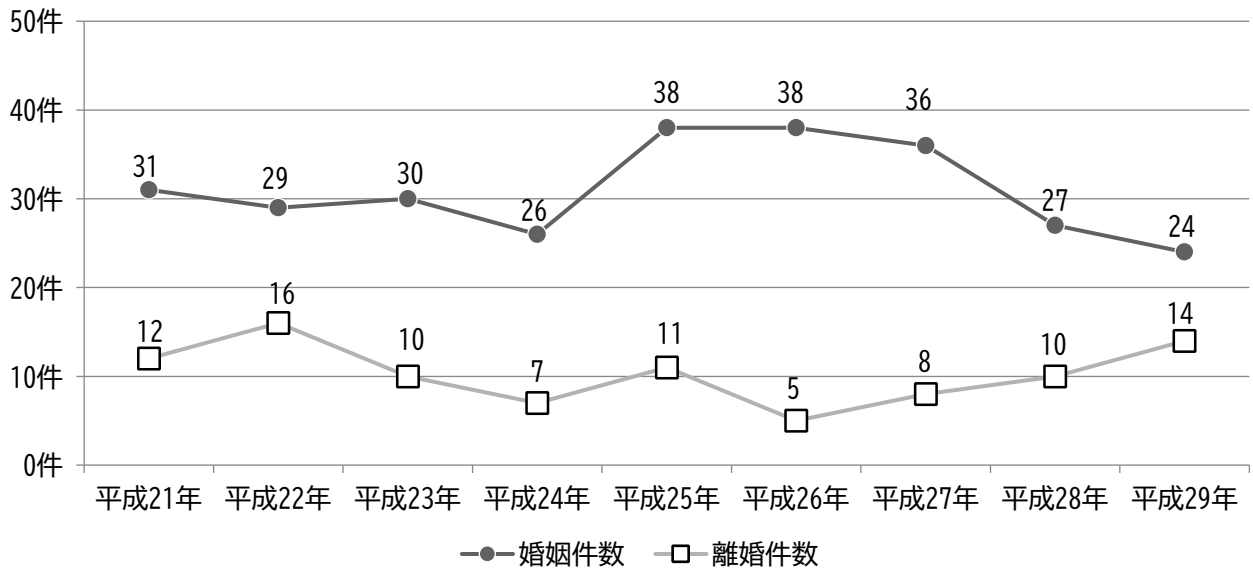
### (2) 児童人口の推計



資料：コーホート変化率法による推計

0～11歳までの児童人口の推計をみると、「未就学児（0～5歳）」人口は緩やかに減少傾向で推移するものと推計されますが、「小学低学年（6～8歳）」人口は増加傾向で、「小学校高学年（9～11歳）」人口はほぼ横ばいで推移するものと推計しています。

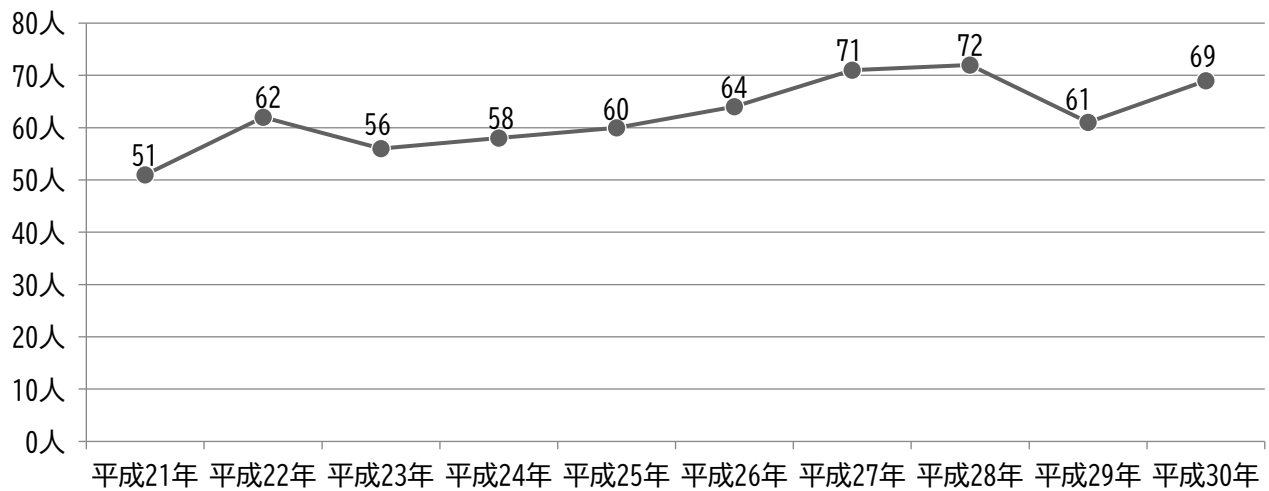
### (3) 婚姻件数と離婚件数



資料：山形県保健福祉統計年報

婚姻と離婚件数の推移をみると、平成26年から平成29年にかけて婚姻件数は減少傾向にある一方で、離婚件数は増加傾向にあります。

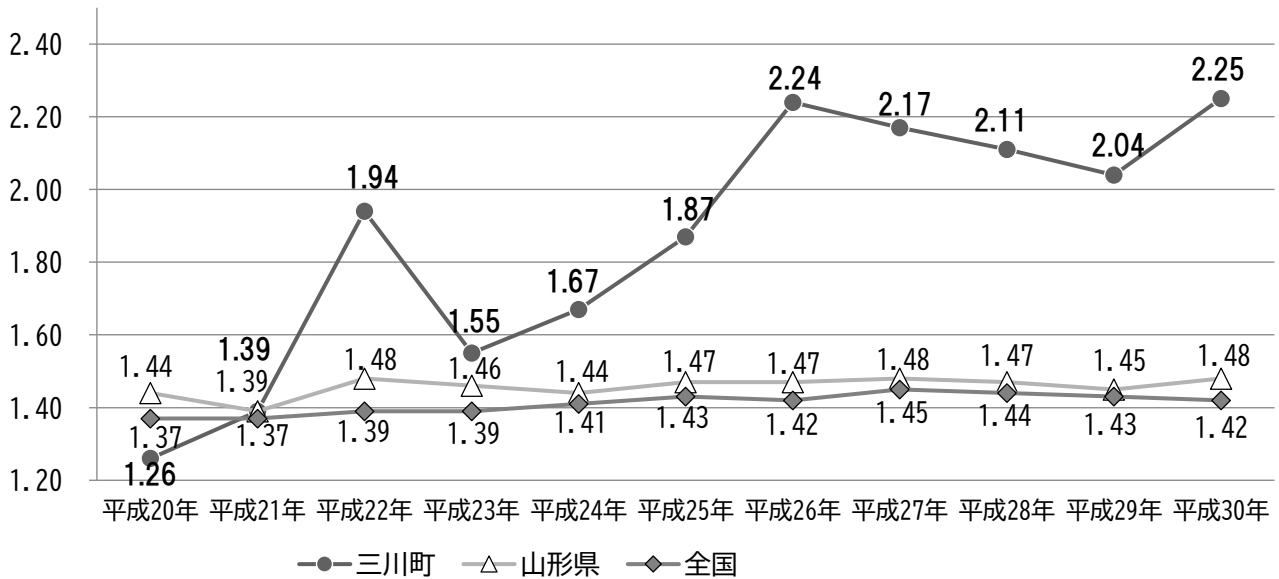
### (4) 出生数の推移



資料：山形県少子化・次世代育成支援対策関係データ集

平成21年からの出生数の推移をみると、平成29年は一時減少したものの、増加傾向を示しています。

## (5)合計特殊出生率

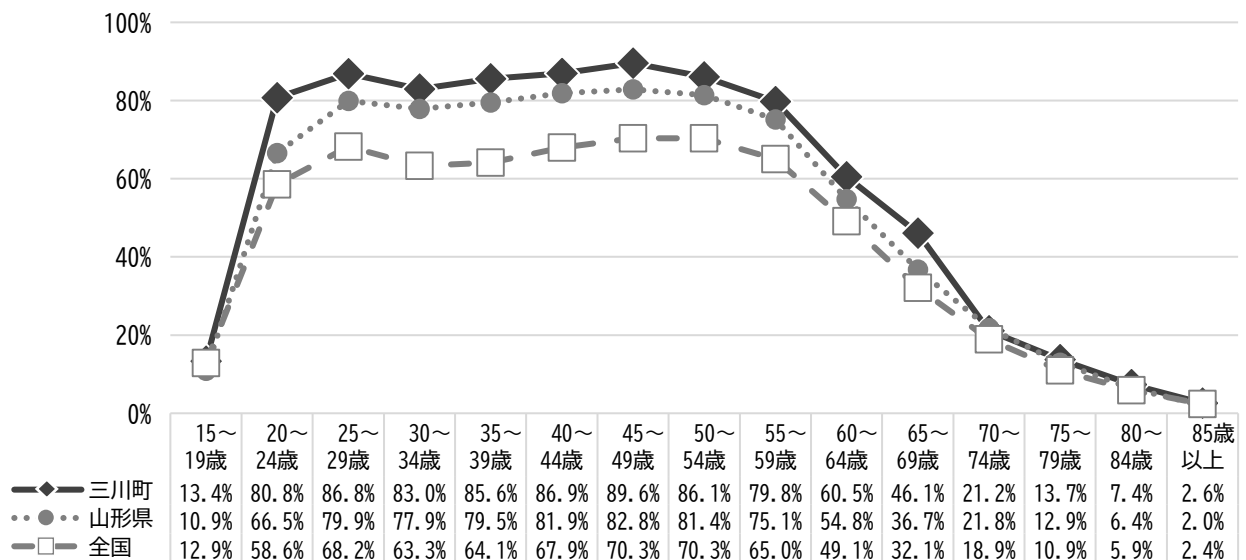


資料：山形県少子化・次世代育成支援対策関係データ集

合計特殊出生率の推移をみると、平成20年は1.26と全国や県を下回っていたものの、平成22年以降は全国や県を上回り、平成30年は2.25と県内で一番高い率となっています。

## 1.3 就労の状況

### (1)女性の労働力率

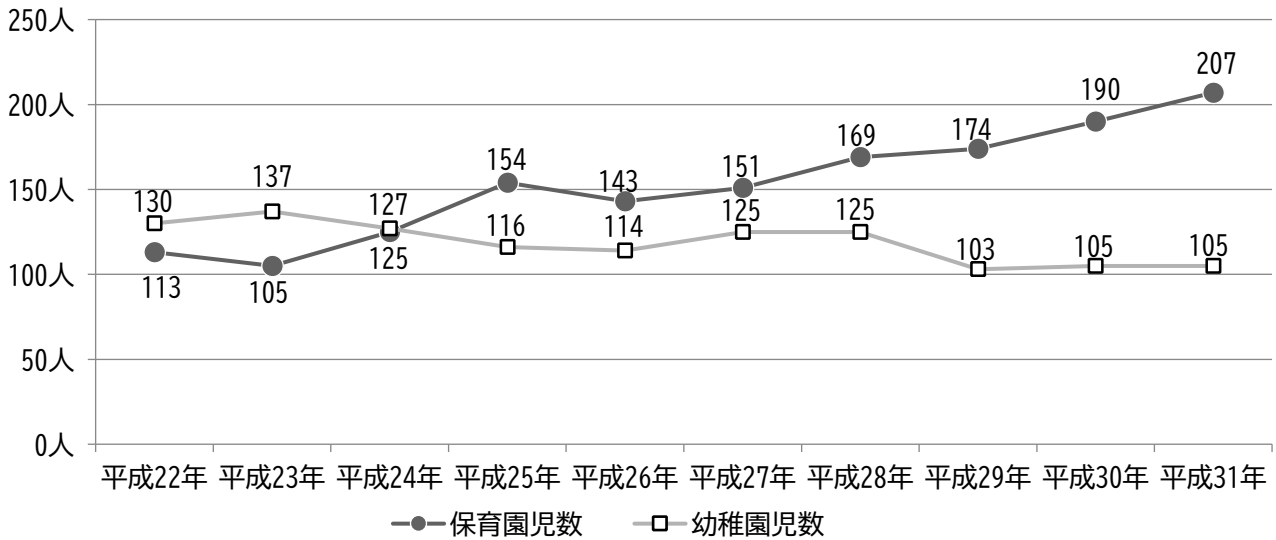


資料：国勢調査（平成27年）

平成27年の女性の労働力率（15歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）をみると、全般的に全国、山形県の値を上回る水準となっており、特に「20～24歳」の区分で高い傾向にあります。

## 1.4 保育・教育を取り巻く状況

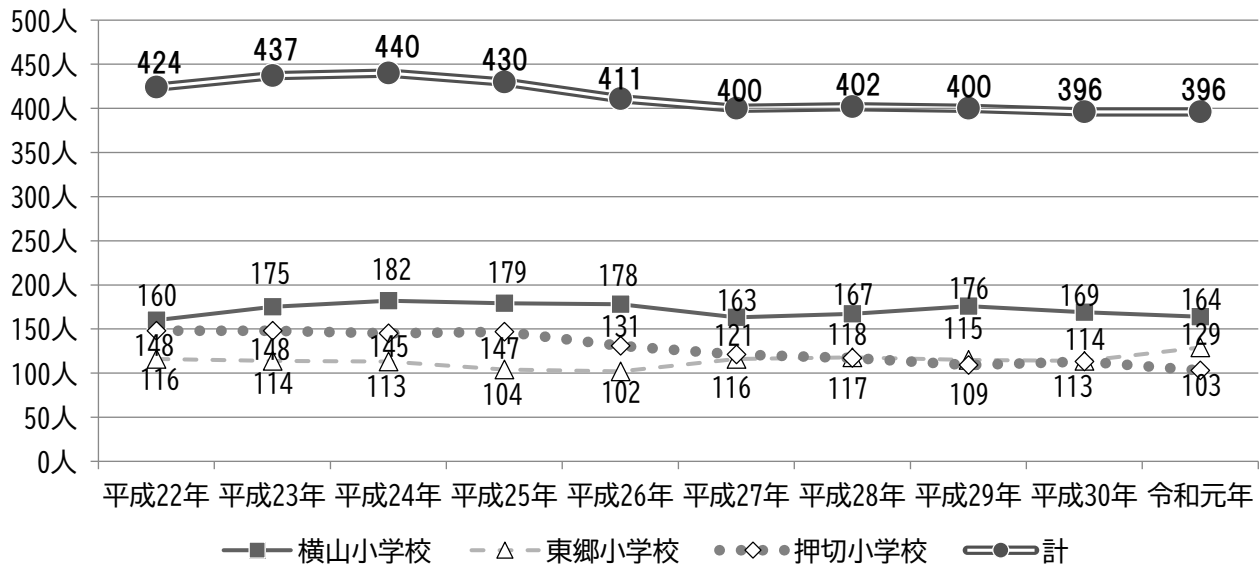
### (1) 保育・教育の概況(対象:三川町民)



資料：健康福祉課保育園係（各年4月1日現在）  
学校基本調査（各年5月1日現在）

保育園児数は増加傾向にあり、平成22年の108人に比べ平成31年は207人と約2倍に増えています。幼稚園児数は緩やかな減少傾向にあります。

### (2) 小学校の概況

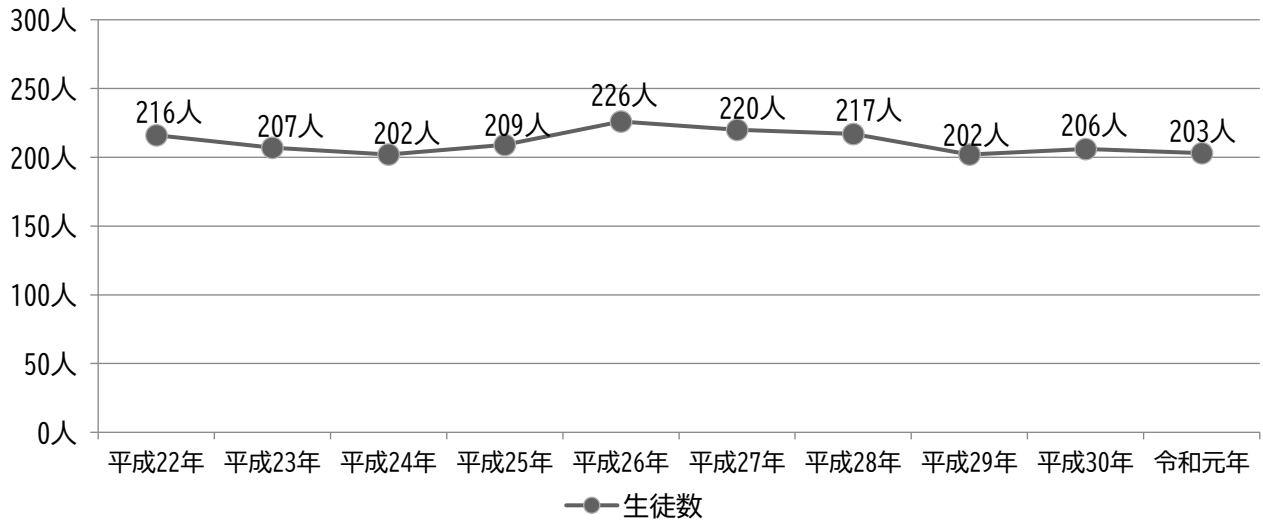


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

小学校児童数は、平成24年をピークに減少に転じましたが、近年はその減少傾向が緩やかになり、令和元年には396人となっています。

東郷小学校が増加傾向にあるのに対し、押切小学校では減少傾向を示しています。

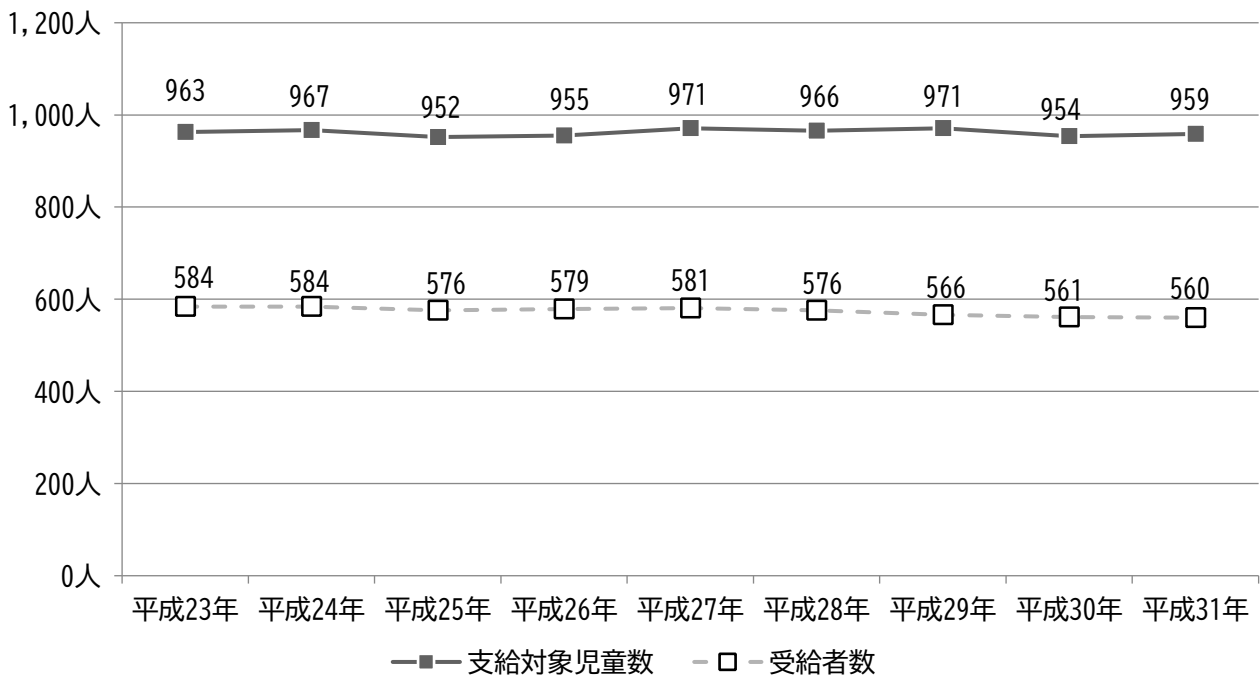
### (3) 中学校の概況



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

中学校の生徒数は平成26年以降は減少傾向に転じ、令和元年には203人となっています。

### 1.5 児童手当(子ども手当)支給状況



資料：健康福祉課福祉係（各年3月支給分）

児童手当（子ども手当）支給状況を見ると、支給対象児童数、受給者数ともにほぼ横ばいで推移しており、平成31年には支給対象児童は959人、受給者数は560人となっています。

## 2 アンケート調査結果のポイント

---

### 2.1 調査の概要

#### (1)調査の目的

アンケート調査は、本計画の策定に向けて、就学前児童及び小学校児童の教育・保育事業の利用状況や今後の利用意向など、子育て支援に関する住民ニーズ等を把握し、基礎資料を得ることを目的として実施しました。

#### (2)調査の実施状況

就学前及び小学生の子どものいる保護者を住民基本台帳より抽出し、保育所（園）、小学校を通じて配布・回収したほか、郵送による配布・回収により調査を実施しました。（平成31年1月～2月に実施）

#### (3)回収結果

調査名	発送数	回収数	回収率
就学前児童調査	330	256	77.6%
就学児童調査	101	90	89.1%

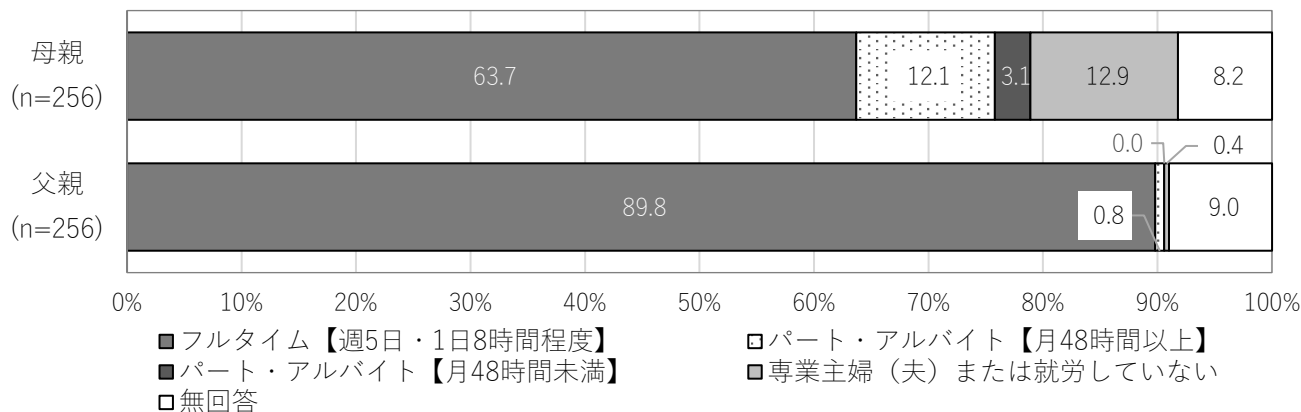
#### (4)調査結果の表記に関する注意事項

- 調査結果の％表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも見た目の合計が必ずしも100%になるとは限りません。
- 複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の％を算出しているため、合計が100%を超えることがあります。
- 図表中のnは回答者数を示しています。
- 図表中ではスペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。



## 2.2 就学前児童調査結果のポイント

### (1)保護者の就労状況

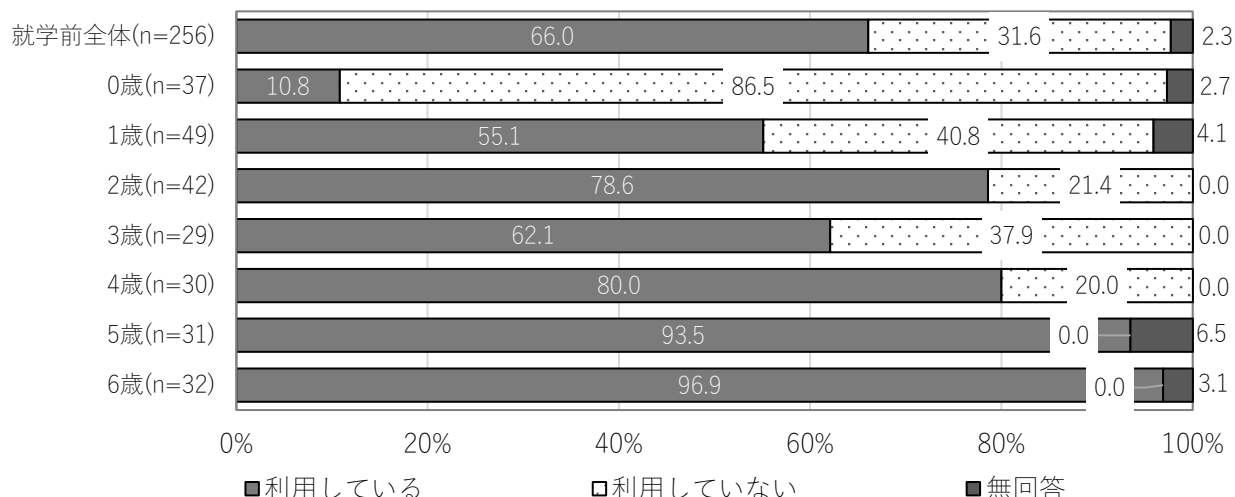


保護者の就労状況を見ると、“母親”では「フルタイムで就労」（63.7%、第1期計画より+10.1%）が6割を超え最も多くなっています。また、「パート・アルバイト等で就労」（月48時間以上：12.1%、月48時間未満：3.1%）を合わせたフルタイム又はパート等で就労している母親は78.9%となっています。

一方、“父親”では「フルタイムで就労」（89.8%、第1期計画より+8.3%）がおおよそ9割と多数を占めています。

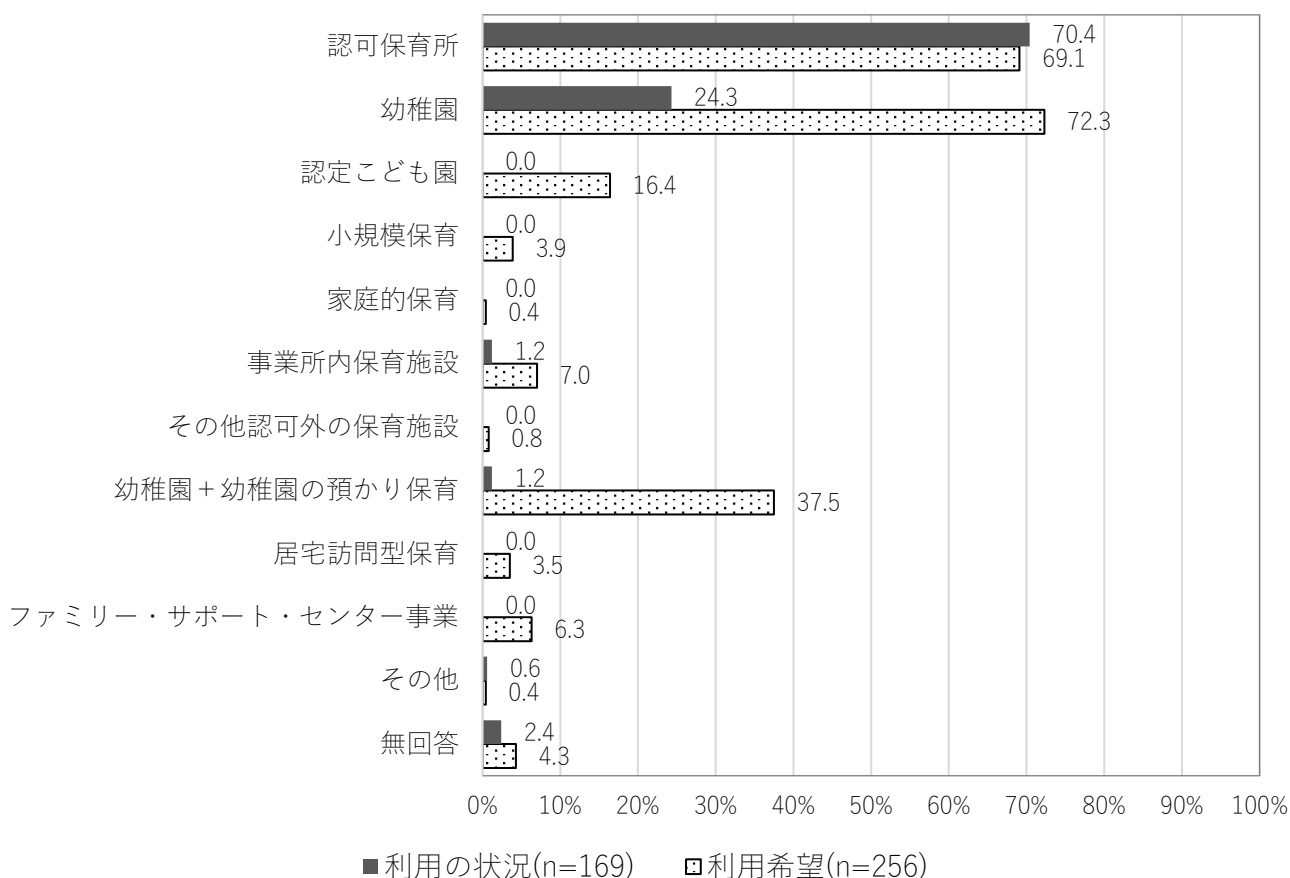
### (2)平日の定期的な教育・保育事業の利用

#### ■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況【年齢別】



平日の定期的な教育・保育事業の利用状況を見ると、「利用している」（66.0%、第1期計画より△6.2%）が6割を超えています。また、子どもの年齢が上がるにつれ、利用する割合も多くなっており、5歳と6歳ではともに「利用していない」が0%となっています。

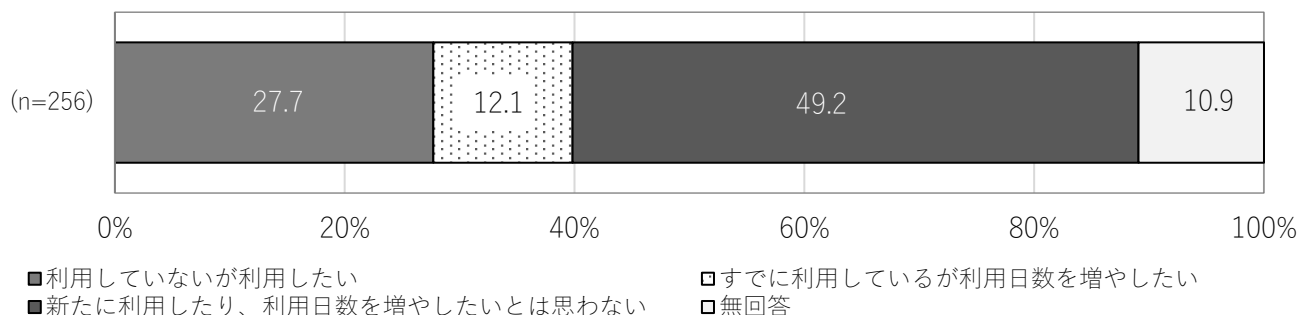
## ■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望【利用事業別】



平日に定期的な教育・保育事業を利用している方の具体的な利用事業をみると、7割の方が「認可保育所」（70.4%、第1期計画より+12.9%）、2割強の方が「幼稚園」（24.3%、第1期計画より△19.3%）を利用しています。

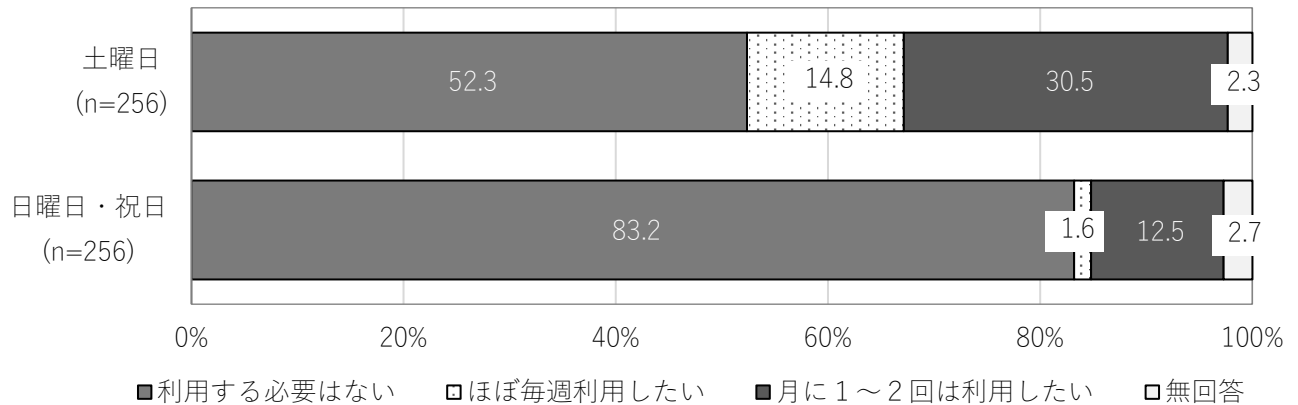
平日に利用したい定期的な教育・保育事業をみると、「幼稚園」が72.3%（第1期計画より+4.6%）で最も多く、次いで「認可保育所」が69.1%（第1期計画より+9.8%）、「幼稚園の預かり保育」が37.5%（第1期計画より+15.3%）で続いており、第1期計画策定時のアンケートより利用したい割合が高くなっています。

### (3)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の今後の利用希望



地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」（49.2%、第1期計画より△5.2%）との回答が約半数と最も多くなっています。

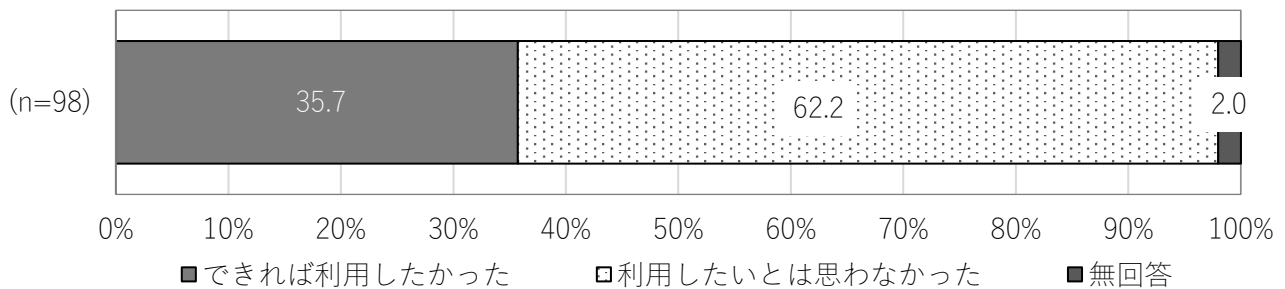
#### (4)土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望



土曜・休日等の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、“土曜日”では「利用する必要はない」が52.3%（第1期計画より△3.7%）と半数以上を占めています。

“日曜・祝日”では「利用する必要はない」が83.2%（第1期計画より+9.0%）と多くを占めています。

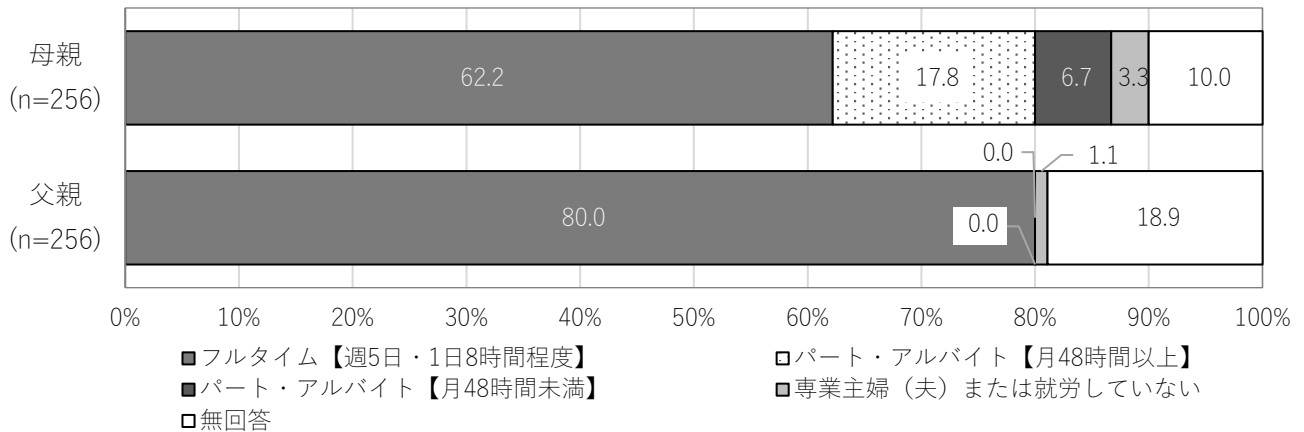
#### (5)病児・病後児のための保育施設等の利用希望



子どもが病気やケガで普段の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法で、「母親が休んだ」か「父親が休んだ」と回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用希望をみると、「利用したいとは思わない」（62.2%、第1期計画より+0.2%）が6割を超え、「できれば利用したい」は35.7%（第1期計画より△1.3%）となっています。

## 2.3 小学校児童調査結果のポイント

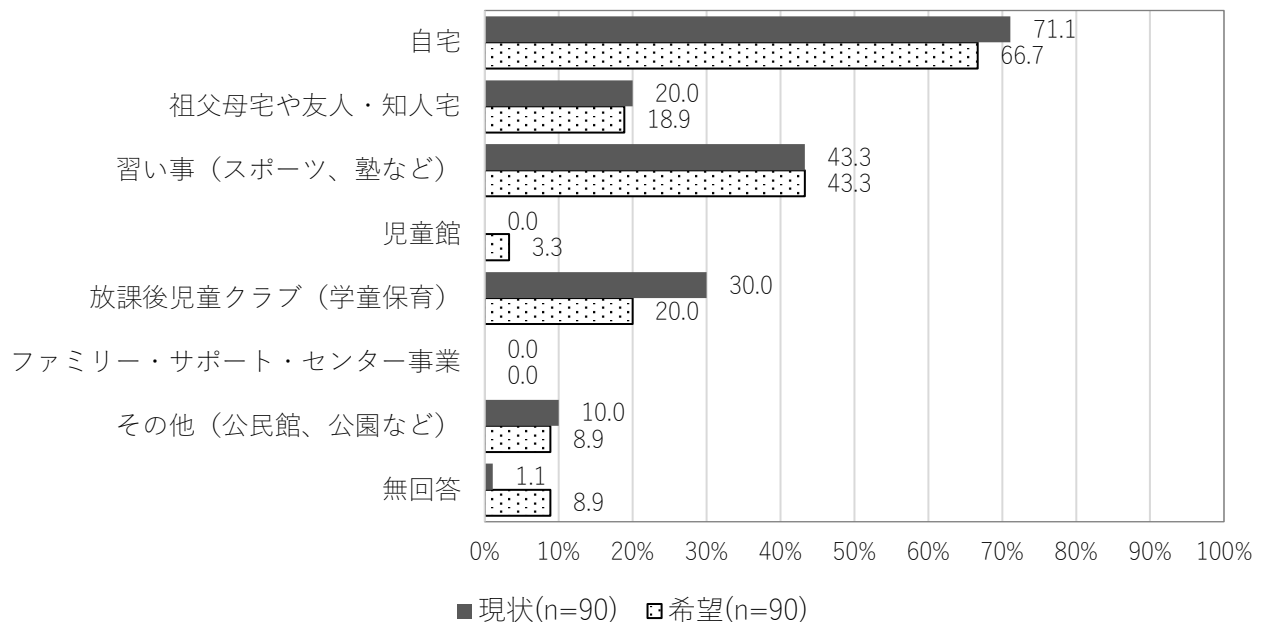
### (1)保護者の就労状況



保護者の就労状況を見ると、“母親”では「フルタイムで就労」（62.2%、第1期計画より△2.9%）が6割を超え最も多くなっています。また、「パート・アルバイト等で就労」（月48時間以上：17.8%、月48時間未満：6.7%）も2割強を占めており、フルタイム又はパート等で就労している母親は86.7%（第1期計画より+0.5%）となっています。

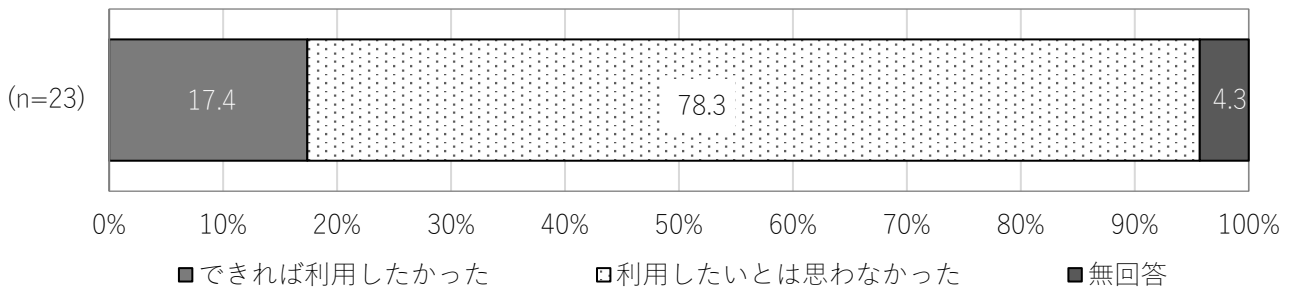
一方、“父親”では「フルタイムで就労」（80.0%、第1期計画より△4.0%）がちょうど8割と多数を占めています。

### (2)放課後の過ごし方の現状と希望



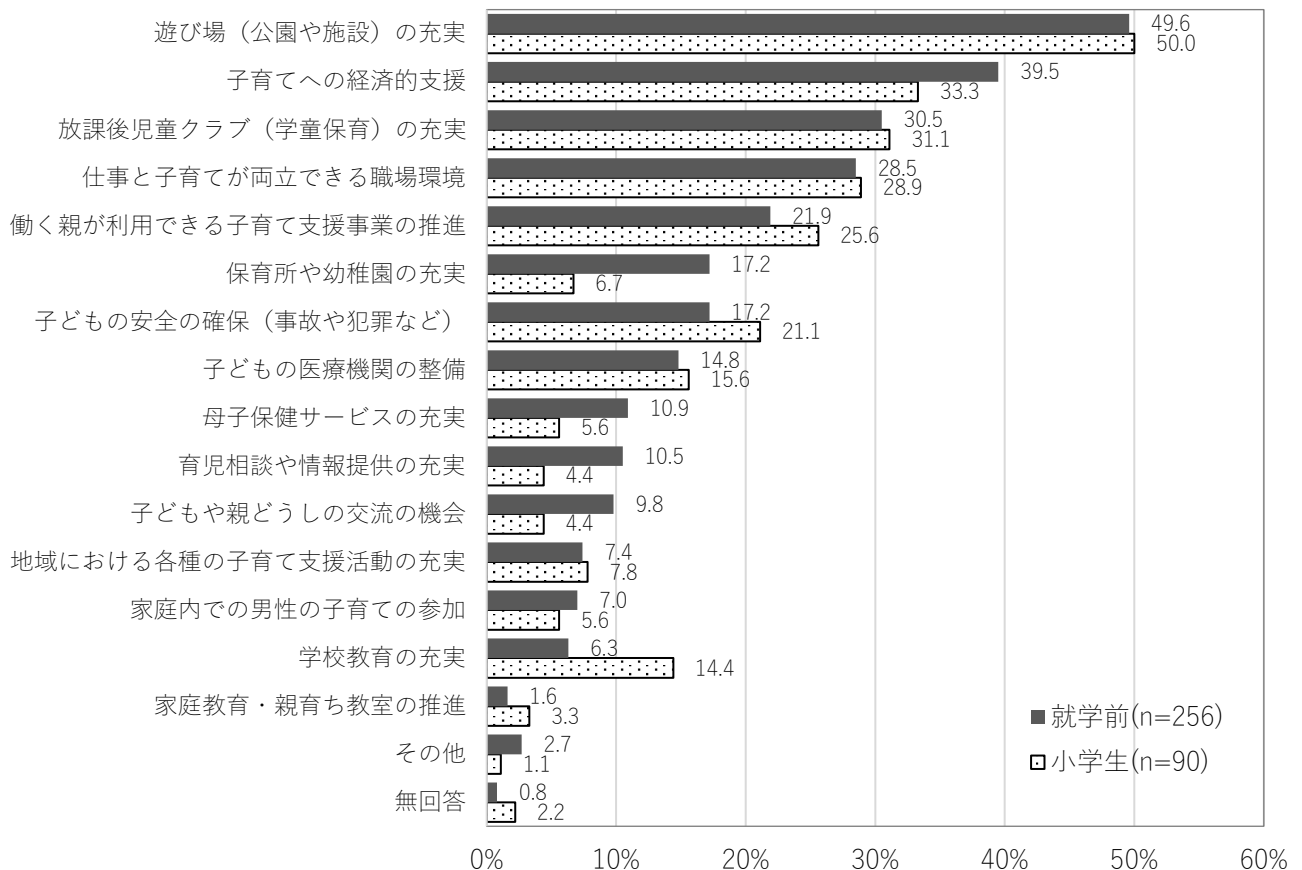
放課後の過ごし方の希望についてみると、「自宅」が最も多く（希望66.7%、第1期計画より△7.7%）、次いで「習い事」（希望43.3%、第1期計画より△6.7%）、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（希望20.0%、第1期計画より△1.1%）が続いています。

### (3)病児・病後児のための保育施設等の利用希望



子どもが病気やケガで普段の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法で、「母親が休んだ」か「父親が休んだ」と回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用希望をみると、「利用したいとは思わない」（78.3%、第1期計画より+6.4%）が7割を超え、「できれば利用したい」は17.4%（第1期計画より△3.7%）となっています。

## 2.4 今よりももっと子育てしやすいまちとなるために



就学前では、「遊び場（公園や施設）の充実」が49.6%で最も高く、次いで「子育てへの経済的支援」が39.5%、「放課後児童クラブ（学童保育）の充実」が30.5%となっています。

小学生でも、「遊び場（公園や施設）の充実」が50.0%で最も高く、次いで「子育てへの経済的支援」が33.3%、「放課後児童クラブ（学童保育）の充実」が31.1%となっています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本的な方向

#### (1)基本理念と基本目標

本計画においては、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指すため、第1期計画に引き続き、下記の基本理念と基本目標を掲げるものとします。

### 基本理念

すべての子どもの幸せの実現に向けて、  
地域のすべての人ができることを行い、  
子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく  
まちづくりを推進していきます

### 基本目標

#### <子ども・子育て支援事業計画>

- 1: 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進
- 2: 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 3: 仕事と生活の調和の促進
- 4: その他の支援事業の推進

#### <放課後子どもプラン>

1. 放課後子ども教室の推進と学童保育所との連携

#### <次世代育成支援継承計画>

- 基本目標1: 子どもの心身の健やかな成長の支援  
基本目標2: 子育て家庭をサポートする環境の整備  
基本目標3: 地域の子育て力を強化する施策の充実  
基本目標4: 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保  
基本目標5: 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

## 2 計画の体系

### <子ども・子育て支援事業計画>

#### 1: 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

特定教育・保育事業

#### 2: 地域子ども・子育て支援事業の推進

時間外保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業、子育て援助活動支援事業、子育てに対する短期支援、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、利用者支援事業、妊婦健康診査

#### 3: 仕事と生活の調和の促進

町内事業所への周知・働きかけ、仕事と子育てとの両立に向けた各種支援施策の周知、女性に対する就業の支援

#### 4: その他の支援事業の推進

児童手当の支給、子育て支援医療給付事業、ひとり親家庭等医療給付事業、未熟児養育医療費給付事業、要保護・準要保護児童の就学支援

## 基本理念

すべての子どもの幸せの実現に向けて、  
地域のすべての人ができることを行い、  
子どもと子育て家庭を地域社会全体で  
支援していくまちづくりを推進していきます

### <放課後子どもプラン>

#### 1: 放課後子ども教室の推進と学童保育所との連携

推進体制、放課後子ども教室の推進、放課後子ども教室と学童保育所との連携、教育委員会と福祉部局との連携

### <次世代育成支援継承計画>

#### 1: 子どもの心身の健やかな成長の支援

心と体の健全育成の推進、教育環境の充実

#### 2: 子育て家庭をサポートする環境の整備

母子の健康づくりの推進、食育の推進、小児医療の充実、子育て家庭へのサポートの充実

#### 3: 地域の子育て力を強化する施策の充実

地域の子育て力の強化、子育て情報の発信、次代の親づくりの支援

#### 4: 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備、子どもと子育て家庭の安全の確保

#### 5: 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

障害児をもつ家庭への支援、ひとり親家庭への支援





## 第2編 子ども・子育て支援事業計画



# 第1章 事業推進の考え方

## 1 子ども・子育て支援事業の推進の考え方

「子ども・子育て支援新制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒に取り組んでいきます。

### <子ども・子育て支援制度の内容>

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善及び普及促進
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善や地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定、教育・保育に対する財政措置の充実
- 地域の子ども・子育て支援の充実や子育てに対する多様な支援の充実

### <教育・保育提供区域について>

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが自宅から容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、全町を一地区として教育・保育提供区域に設定しました。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

### <教育・保育の一体的提供の推進と体制の確保>

核家族の増加などにより、幼児期の保育や教育のニーズが高まっています。保護者が安心して働くことができるよう、より質の高い幼児教育の提供を行う必要があります。

公立保育所や民間保育所による保育、公立幼稚園による幼児教育のそれぞれの良さを生かしつつ、また認定こども園の設置による保育等の受入れ体制の充実を図りながら、次の段階へ円滑な接続ができるように保育所、幼稚園、認定こども園、小学校の各関係者との連携を一層密にし、教育・保育の一体的提供の推進と体制の確立に努めていきます。

また、教育・保育、その他の子ども・子育て支援の質の確保と向上を図るため、幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実と、幼児教育・保育に関する専門的知識・技能を有する者（指導主事・学校支援員等）による巡回指導等に取り組んでいきます。

### **<産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保>**

0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況にあることから、保護者が希望する時期まで産休・育休を取得することができ、就労時には円滑に教育・保育施設等を利用できるよう入所申込み時の丁寧な聞き取りと、保育等の受入れ体制の充実を図ります。

### **<子どもに関する専門知識・技術を要する施策における県との連携>**

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、国際化の進展に伴う対応、障害児など特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実などについては、県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

特に、児童虐待防止対策について、子どもの権利擁護に関して体罰によらない子育て等を推進するとともに、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、要保護児童対策地域協議会の取り組みと関係機関との連携の強化を図り、子ども家庭総合支援拠点の整備と児童相談所との情報共有等を推進します。

### **<職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携>**

仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、国、県、町内企業、労働者や子育て支援などの関連団体等と連携を取りながら、労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等、実情に応じた取り組みを推進します。

### **<子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保>**

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者へのチラシ配布や町ホームページ等を通じて制度・給付手続きの周知を行いながら、公正かつ適正な支給の実施と、保護者の経済的負担や利便性等を考慮した円滑な給付を行います。

## 第2章 事業の推進

### 1 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

---

#### (1)特定教育・保育事業(保育所・幼稚園等)

##### 【事業概要】

保育所保育指針や幼稚園教育要項等に基づき、保育所・幼稚園等で乳児から幼児期までの教育・保育を行います。

##### 【取り組みの方向】

近年は核家族化の進展や共働き家庭の増加、住宅開発、アパート建設などにより、入所・入園を希望する保護者は増加傾向にあります。子育て世帯が安心して子育てと仕事などを両立することができるよう、需要に応じた受入れ体制の整備と必要な保育士等の確保を行うとともに、教育・保育内容の充実を図りながら地域の子育て支援に取り組んでいきます。

### 2 地域子ども・子育て支援事業の推進

---

#### 2.1 通所系事業

##### (1)時間外保育事業(保育所等)

##### 【事業概要】

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施します。

##### 【取り組みの方向】

利用状況の実態を踏まえながら、今後も継続して需要に応じたサービスの提供を行います。

## (2)一時預かり事業(保育所・幼稚園等)

### **【事業概要】**

家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児について、保育所や幼稚園等において、一時的に預かります。

### **【取り組みの方向】**

保育所・幼稚園等のほかに三川町子育て交流施設「テオトル」でも一時預かりを行いながら、保護者の利便性向上を図ります。また、両親の病気や入院、災害、事故等により、緊急・一時的に家庭での保育ができないときや、育児疲れ解消等の理由などに対応した保護者支援の充実を図っていきます。

## (3)病児・病後児保育事業

### **【事業概要】**

子どもが病気の回復期や、回復期に至らない場合で医療機関にかかる必要はないが保育所等に通園できない児童、体調不良になった児童を一時的に保育します。

### **【取り組みの方向】**

働きながら子育てしやすい環境を整備するため、今後も引き続き実施していきます。

## (4)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

### **【事業概要】**

子育て家庭の支援を目的に、乳幼児やその保護者が相互に交流できる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

### **【取り組みの方向】**

子育て支援の総合的な拠点である三川町子育て交流施設「テオトル」に場所を移し、雨の日等も遊べ、さらに、開所日や時間を拡大した自由来館型の施設として、相談、交流事業等子育て支援に係る事業を総合的に展開していきます。

## (5)放課後児童健全育成事業(学童保育所)

### **【事業概要】**

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、授業の終了後に居場所を提供し、適切な遊びや集団生活の場として児童の健全な育成を図ります。

### **【取り組みの方向】**

新たな拠点となる三川町子育て交流施設「テオトル」において、希望するすべての児童が利用できるよう、引き続き学童保育の事業者や利用者に対し、運営の支援や補助金の交付等を行います。

## (6)子育て援助活動支援事業

### **【事業概要】**

乳幼児等をもつ子育て中の就労者や主婦等で、子どもの預かり援助を希望する方（依頼会員）と、当該援助を行うことができる方（提供会員）がそれぞれ会員として登録し、相互のマッチングを行う事業ですが、本町では事業化には至っていません。

### **【取り組みの方向】**

本町としては、子育て援助活動支援に代わる事業として開所日や時間を拡大する三川町子育て交流施設「テオトル」等での一時預かり事業を活用した対応を展開していきます。

## (7)子育てに対する短期支援(短期入所生活援助、夜間養護等)

### **【事業概要】**

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、または経済的な理由等により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、町が委託した児童福祉施設等で、養育又は保護を行います。

### **【取り組みの方向】**

今後も継続して支援していきます。

## 2.2 訪問系事業

### (1)乳児家庭全戸訪問事業

#### 【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供、乳児や保護者の心身の状況、養育環境等の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討・関係機関との連絡調整を行う事業です。

町では、生後2か月頃までの乳児のいる家庭を訪問し、発育発達の確認、相談・指導、予防接種の説明、産後のうつ予防等、きめ細かな対応を行っており、長期里帰り等の児に対しては、里帰り先の市町村と連携を図り対応しています。

#### 【取り組みの方向】

今後も継続してきめ細かに対応していきます。

### (2)養育支援訪問事業

#### 【事業概要】

妊産婦・乳幼児のいる家庭で、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭における適切な養育の実施を支援します。

#### 【取り組みの方向】

家庭背景が多様化・複雑化しており、個々の家庭に合わせてきめ細かに対応していきます。

## 2.3 その他の事業

### (1)利用者支援事業(母子健康包括支援センター)

#### 【事業概要】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、令和元年度から三川町役場健康福祉課内に「母子健康包括支援センター」を設置し、母子保健事業と連動して妊産婦や乳幼児の実情の把握、妊娠・出産・子育てに関する相談対応や保健指導の実施、地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行います。

#### 【取り組みの方向】

今後も継続してきめ細かに対応していきます。

### (2)妊婦健康診査

#### 【事業概要】

妊娠中の健康管理の充実と妊婦健診に係る費用の負担軽減を図るため、妊婦一般健康診査（14回）、HTLV-1抗体検査、子宮頸がん検査、クラミジア抗原検査、特定超音波検査に対する費用を助成しています。

母子健康手帳交付時に妊婦健診受診券を交付することにより、定期的な健診受診と妊娠中の健康管理に役立っています。

#### 【取り組みの方向】

健診結果で尿蛋白、尿糖、浮腫等の経過観察を要する所見、貧血や切迫早産等の治療を要する所見等、妊娠中の健康や胎児への影響が心配される妊婦に対しては、医療機関等との連携によりきめ細かな対応を実施していきます。



## 3 仕事と生活の調和の促進

---

### (1) 町内事業所への周知・働きかけ

#### 【事業概要】

仕事と生活の調和の実現に向けて、町内に事業所を有する事業主に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、働き方改革関連法、女性活躍推進法の活用について働きかけ、次世代育成支援対策に対する労働者、事業主、地域住民の意識改革に関する広報・啓発活動を行っています。

#### 【取り組みの方向】

より効果的な情報提供方法を検討し、一層の制度の周知に努めていきます。

### (2) 仕事と子育てとの両立に向けた各種支援施策の周知

#### 【事業概要】

国、県及び関係機関が実施している、仕事と子育ての両立支援事業や助成金・奨励金制度の情報を提供し、子育てしやすい職場づくりを支援しています。

#### 【取り組みの方向】

より効果的な情報提供方法を検討し、一層の制度の周知に努めていきます。

### (3) 女性に対する就業の支援

#### 【事業概要】

女性の活用に積極的な企業の求人掘り起しや情報提供の強化のほか、優良な企業の誘致など、雇用機会の拡充に努めています。

#### 【取り組みの方向】

持続的な取り組みが必要であり、今後も継続して雇用機会の創出に向けて取り組んでいきます。

## 4 その他の支援事業の推進

---

### 4.1 子育て家庭に対する経済的支援

#### (1)児童手当の支給

##### 【事業概要】

家族等における生活の安定と次代を担う児童の健やかな成長のため、児童手当を支給しています。

##### 【取り組みの方向】

今後も継続して支援していきます。

#### (2)子育て支援医療給付事業

##### 【事業概要】

乳幼児等の健康な発育を支援するため、中学校卒業までの乳幼児、児童・生徒の医療費負担の軽減を図ります。

##### 【取り組みの方向】

今後も継続して支援していきます。

#### (3)ひとり親家庭等医療給付事業

##### 【事業概要】

18歳以下の児童・生徒・学生をもつ、所得が基準以下のひとり親等家庭の医療費負担の軽減を図ります。

##### 【取り組みの方向】

今後も継続して支援していきます。

#### (4)未熟児養育医療費給付事業

##### 【事業概要】

低体重児の出生に対する医療費の助成を行います。

##### 【取り組みの方向】

今後も継続して支援していきます。

## (5)要保護・準要保護児童の就学支援

### **【事業概要】**

経済的な理由で就学困難となる恐れがある児童・生徒の保護者に対して、給食費・学用品費の一部を援助することにより、就学を支援しています。

### **【取り組みの方向】**

増加傾向にある準要保護児童等を支援するため、関係機関との連携を図るとともに制度の周知に努めていきます。

# 第3章 事業の計画目標

## 1 教育・保育事業の確保策

				1号	2号		3号		提供体制	
				3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳		
				教育	教育	保育	保育	保育		
令和2年度	量の 見込み	町の子ども	町内の施設を利用	114人	0人	90人	38人	111人	実施の有無 (箇所数)	
			他市町村施設を利用	4人	0人	7人	0人	6人		
		他市町村の子ども		0人	0人	8人	0人	0人		
		合計		118人	0人	105人	38人	117人		
	確保策	特定教育 ・保育施設	町内の施設	155人	0人	100人	40人	115人		○(3)
			他市町村施設での受入	4人	0人	7人	0人	6人		○
合計		159人	0人	107人	40人	121人	<del>○</del>			
令和3年度	量の 見込み	町の子ども	町内の施設を利用	116人	0人	91人	39人	113人	実施の有無 (箇所数)	
			他市町村施設を利用	2人	0人	9人	0人	3人		
		他市町村の子ども		4人	0人	10人	2人	4人		
		合計		122人	0人	110人	41人	120人		
	確保策	特定教育 ・保育施設	町内の施設	159人	0人	103人	43人	121人		○(4)
			他市町村施設での受入	2人	0人	9人	0人	3人		○
合計		161人	0人	112人	43人	124人	<del>○</del>			
令和4年度	量の 見込み	町の子ども	町内の施設を利用	118人	0人	92人	40人	115人	実施の有無 (箇所数)	
			他市町村施設を利用	2人	0人	9人	0人	3人		
		他市町村の子ども		4人	0人	10人	2人	4人		
		合計		124人	0人	111人	42人	122人		
	確保策	特定教育 ・保育施設	町内の施設	159人	0人	104人	44人	123人		○(4)
			他市町村施設での受入	2人	0人	9人	0人	3人		○
合計		161人	0人	113人	44人	126人	<del>○</del>			
令和5年度	量の 見込み	町の子ども	町内の施設を利用	120人	0人	93人	41人	117人	実施の有無 (箇所数)	
			他市町村施設を利用	2人	0人	9人	0人	3人		
		他市町村の子ども		4人	0人	10人	2人	4人		
		合計		126人	0人	112人	43人	124人		
	確保策	特定教育 ・保育施設	町内の施設	159人	0人	105人	45人	125人		○(4)
			他市町村施設での受入	2人	0人	9人	0人	3人		○
合計		161人	0人	114人	45人	128人	<del>○</del>			
令和6年度	量の 見込み	町の子ども	町内の施設を利用	122人	0人	94人	42人	119人	実施の有無 (箇所数)	
			他市町村施設を利用	2人	0人	9人	0人	3人		
		他市町村の子ども		4人	0人	10人	2人	4人		
		合計		128人	0人	113人	44人	126人		
	確保策	特定教育 ・保育施設	町内の施設	159人	0人	106人	46人	127人		○(4)
			他市町村施設での受入	2人	0人	9人	0人	3人		○
合計		161人	0人	115人	46人	130人	<del>○</del>			

### 【参考】認定区分について

認定区分	対象事業	対象者
1号認定	幼稚園 認定こども園（教育利用）	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）
2号認定	保育園 認定こども園（保育利用）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）
3号認定	保育園 認定こども園（保育利用）	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）

## 2 地域子ども・子育て支援事業の確保策

		実施の有無	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
			見込み	確保策	見込み	確保策	見込み	確保策	見込み	確保策	見込み	確保策	
時間外保育事業		(人日)	○	5,500	7,000	5,500	7,000	5,500	7,000	5,500	7,000	5,500	7,000
一時預かり事業	幼稚園預かり保育事業	(人日)	○	5,500	7,000	5,500	7,000	5,500	7,000	5,500	7,000	5,500	7,000
	その他	(人日)	○	270	500	270	500	270	500	270	500	270	500
計		(人日)	○	1,200	1,800	1,200	1,800	1,200	1,800	1,200	1,800	1,200	1,800
病児に対する保育事業	病児・病後児対応	(箇所)	○		1		1		1		1		1
		(人日)	○		600		600		600		600		600
	体調不良時対応	(箇所)	○		2		2		2		2		2
		(人日)	○		1,200		1,200		1,200		1,200		1,200
	非施設型	(箇所)	×		0		0		0		0		0
		(人日)	×		0		0		0		0		0
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)		(箇所)	○		1		1		1		1		1
		(人日)	○	6,800	8,000	6,800	8,000	6,800	8,000	6,800	8,000	6,800	8,000
放課後児童対策事業	計	(人)	○	100	135	100	135	100	135	100	135	100	135
	小学校1,2,3年	(人)	○	77	105	77	105	77	105	77	105	77	105
	小学校4,5,6年	(人)	○	23	30	23	30	23	30	23	30	23	30
子育て短期支援事業(ショートステイ)		(箇所)	○		2		2		2		2		2
		(人回)	○	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
乳児家庭全戸訪問事業		(人回)	○	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
養育支援訪問事業		(人回)	○	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
利用者支援事業	基本型・特定型	(箇所)	×										
	母子保健型	(箇所)	○		1		1		1		1		1
妊婦健康診査		(人回)	○	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650
子育て援助活動支援事業		(箇所)	×										
子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業			×										
実費徴収に伴う補足給付事業		(人)	×										
多様な主体の参入促進・能力活用事業	新規参入施設等への巡回支援	(箇所)	×										
	認定子ども園特別支援教育・保育経費	(人)	×										



### 第3編 放課後子どもプランの推進



# 第1章 事業推進の考え方

## 1 放課後子ども総合プランの推進の考え方

保育所を利用する共働き家庭等においては、子どもの小学校入学後は、安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題があります。いわゆる共働き家庭等の「小1の壁」を打破するためには、保育サービスの拡充のみならず、子どもが放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを進めていく必要があります。

加えて、次代を担う人材育成の観点からは、全ての子どもが放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であり、総合的な放課後対策を講じる必要があります。

このような観点から、国では文部科学省と厚生労働省が共同で、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての子どもを対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子ども教室」という。）及び放課後児童健全育成事業（以下「学童保育所」という。）を実施していくこととしています。

そのため、本町においても平成30年度に策定した国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、子どもたちの放課後等の安全・安心な居場所の提供という視点から、事業を実施していくものです。

### ■国の放課後子ども総合プランの方針

- ・共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子ども教室と学童保育所の着実な推進が必要
- ・その際、小学校の余裕教室等を活用し、これらの事業を可能な限り一体的に実施することが望ましい
- ・このため、学童保育所及び一体型の放課後子ども教室・学童保育所の目標事業量を設定するとともに、これらの事業の一体的な、又は連携した実施方策、教育委員会と福祉部局の連携方策等について検討し、市町村行動計画に盛り込むことが必要
- ・新たに放課後子ども教室・学童保育所を整備する場合は、小学校で一体型に、既に小学校でこれらの事業を実施している場合は学童保育所の対象児童も放課後子ども教室の活動に参加できるようにし、これらの事業の一体的な実施を推進が必要
- ・学童保育所の実施に当たっては、小学校の活用に加え、希望する幼稚園などの活用の検討、開所時間の延長に係る取り組みや高齢者等の地域の人材の活用等、効果的・効率的な取り組みの推進が必要



## 第 2 章 事業の推進

### 1 放課後子ども教室の推進と学童保育所との連携

#### (1)推進体制

##### 【事業概要】

放課後子ども教室と学童保育所の事業の推進に関しては、放課後等における安全・安心な居場所の確保に加えて、多様な体験・活動を行うことができるようにするため、総合的に協議・検討する場として、地域住民・学校・PTA・行政等で構成する「三川町放課後子どもプラン運営委員会」を開催しています。

##### 【取り組みの方向】

今後も運営委員会を開催し、事業の推進を図っていきます。

#### (2)放課後子ども教室の推進

##### 【事業概要】

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供しています。

各地区コーディネーターの企画により、各小学校において延べ 14 回の事業を開催するほか、町内会公民館等を拠点とした活動も推進しています。

##### 【取り組みの方向】

安全・安心な放課後等の居場所の確保を図るため、今後も継続して事業に取り組んでいきます。

#### (3)放課後子ども教室と学童保育所との連携

##### 【事業概要】

放課後子ども教室と学童保育所は、子どもが放課後等に過ごせる居場所づくりという点では共通していますが、参加できる子どもの条件や開設場所などが異なる部分もあります。本町では、学童保育所の入所児童に対して、同地区内で開催される放課後子ども教室の事業を紹介し、参加を促しています。

##### 【取り組みの方向】

両事業の連携を促進し、今後も継続して事業に取り組んでいきます。

## (4)教育委員会と福祉部局との連携

### **【事業概要】**

本町では、教育委員会の職員が保育園係を併任しており、常に両者が連携して取り組むことができる体制を構築しています。

### **【取り組みの方向】**

今後も継続して、両部局の連携を推進していきます。

## 2 事業の計画目標

---

### (1)学童保育所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### (2)放課後子ども教室

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

## 第4編 次世代育成支援継承計画の推進



# 第1章 継承計画推進の考え方

## 1 次世代育成支援行動計画の継承の考え方

次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するために、次世代育成支援行動計画（前期・後期）に基づいて、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、子育ての意義について理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるための各種の施策に取り組んできました。

子ども・子育て支援法の制定に伴い、次世代育成支援対策の中核である保育サービスや子育て支援事業等については、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画において、取り組みを推進していくこととなりましたが、次代を担う子どもたちが健全に育成される地域社会を構築していくためには、より総合的で多様な施策の推進が必要と考えられます。

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援に関わる取り組みを重点的に推進するための平成26年度までの時限法でしたが、法改正に伴い、法律の有効期限が10年間延長（令和7年3月31日まで）され、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援に関わる総合的な施策に継続して取り組むことが可能となりました。（市町村行動計画の策定については任意となりました）

そこで、本町においては、子ども・子育て支援に関わる取り組みを総合的に推進していくため、第1期三川町子ども・子育て支援事業計画において同計画を市町村行動計画に位置付け、子ども・子育て支援法に基づく保育サービスや子育て支援事業等の推進と延長された次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策を一体的に推進してきました。第2期三川町子ども・子育て支援事業計画においても第1期と同様に一体的に推進していきます。

なお、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画に関わる取り組みや放課後子ども総合プランに関わる取り組みについては主に第2編と第3編において整理しており、第4編においては、主に保育サービスや子育て支援事業、放課後児童クラブ等を除いた次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て家庭を支える今後の取り組み方向などについて整理しています。

## 第2章 継承事業の展開

### 基本目標1 子どもの心身の健やかな成長の支援

#### 1.1 心と体の健全育成の推進

- (1) 読み聞かせ会の開催
- (2) 親子読書の推進
- (3) 文化伝承活動の支援
- (4) 青少年に対する体験事業の実施
- (5) いじめ・虐待の被害者への支援
- (6) 親子写真会の開催
- (7) 陸上・水泳・器機運動教室の開催
- (8) 競技力の向上と指導者の育成
- (9) スポーツ少年団指導者の育成
- (10) 思春期ふれあい体験学習
- (11) 子ども家庭総合支援拠点の整備

#### 1.2 教育環境の充実

- (1) 安全・安心な学校施設の整備
- (2) 英語指導助手・英語指導員の設置
- (3) 国際交流の推進
- (4) 芸術文化に親しむ鑑賞会の開催
- (5) 学校教育支援員の設置
- (6) 特別な支援を必要とする児童に対する教育支援
- (7) 育英奨学金の貸付けによる修学支援
- (8) 読書の推進

### 基本目標2 子育て家庭をサポートする環境の整備

#### 2.1 母子の健康づくりの推進

- (1) 母子健康手帳交付時における相談・指導
- (2) 妊産婦に対する訪問指導
- (3) 妊娠・出産に関する情報の提供
- (4) 特定不妊治療費の助成
- (5) 産後産前サポート事業
- (6) 産後ケア事業
- (7) 乳児健診・育児教室・離乳食指導
- (8) 1歳6か月健診・フッ素塗布
- (9) 3歳児健診・フッ素塗布

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(10)すこやか歯科健診とフッ素塗布</li> <li>(11)各種予防接種の推進</li> <li>(12)成人を対象とした風しん予防接種費用の助成</li> <li>(13)乳幼児の事故防止に対する啓発・指導</li> <li>(14)母子健康包括支援センターの運営</li> </ul>
2.2 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)食のまちづくり推進と学校給食との連携</li> <li>(2)おやこクッキングの開催</li> </ul>
2.3 小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)子育て支援医療制度の充実と推進</li> <li>(2)救急医療体制の充実と啓発・推進</li> </ul>
2.4 子育て家庭へのサポートの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)家庭教育・公民館活動の相談対応</li> <li>(2)子育て相談の対応</li> <li>(3)乳幼児対象事業の開催</li> <li>(4)子どもの健やかな成長を願う出産祝金の支給</li> </ul>

## 基本目標 3 地域の子育て力を強化する施策の充実

3.1 地域の子育て力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)異年齢交流を通じた地域力の向上</li> <li>(2)保育園・幼稚園におけるボランティア活動の推進</li> <li>(3)保育園・幼稚園・小学校における孫親学級の開催</li> <li>(4)子育てサークルへの支援</li> <li>(5)子育てボランティアグループ等への支援</li> <li>(6)子育てサポーターの養成</li> <li>(7)育成会活動の活性化</li> <li>(8)PTA活動への支援</li> <li>(9)地域等との連携による青少年の健全育成</li> <li>(10)学校等との連携による家庭教育の推進</li> <li>(11)学校運営協議会・地域学校協働活動の推進</li> </ul>
3.2 子育て情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)子育て支援にかかる情報提供</li> <li>(2)子育て支援事業の広報誌等による周知</li> </ul>
3.3 次代の親づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)若年者の雇用促進</li> <li>(2)優良な企業誘致</li> <li>(3)結婚支援事業</li> </ul>

## 基本目標 4 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

### 4.1 子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

- (1)みどり環境推進事業
- (2)公園等の整備推進
- (3)幼児や高齢者に優しい道路等の整備
- (4)水路等の安全対策
- (5)快適な住宅地開発の促進
- (6)住宅情報の発信
- (7)良質な住宅の確保

### 4.2 子どもと子育て家庭の安全の確保

- (1)要保護児童への対応
- (2)登下校を見守るボランティアの確保
- (3)通学通園バスの運行と添乗員の配置
- (4)スクールワゴンの運行による一人下校対策の推進
- (5)交通安全施設の整備と安全教育の推進
- (6)防犯活動の推進
- (7)防災活動の推進

## 基本目標 5 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

### 5.1 障害児をもつ家庭への支援

- (1)障害児をもつ親の交流会(ドレミの会)
- (2)特別児童扶養手当の支給
- (3)障害児福祉手当の支給
- (4)障害児に対する福祉事業の推進
- (5)特別支援教育就学奨励費の支給

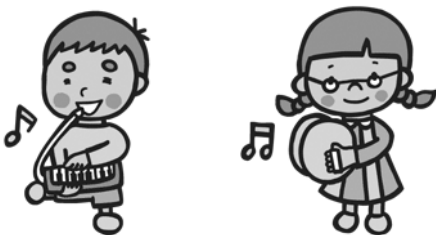
### 5.2 ひとり親家庭への支援

- (1)母子家庭への自立支援
- (2)ひとり親家庭の子育て生活支援
- (3)児童扶養手当の支給
- (4)ひとり親家庭等医療制度の充実と推進





## 第5編 計画の推進体制



# 第1章 計画の推進体制

## 1 子ども・子育て会議による進捗評価

---

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

## 2 庁内における進捗評価の体制

---

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための子ども・子育て支援推進本部会議を開催します。

## 3 関係機関等との連携・協働

---

質の高い教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持や確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う人同士相互の密接な連携が必要です。

三川町がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

## 4 計画の周知

---

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、さまざまな媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

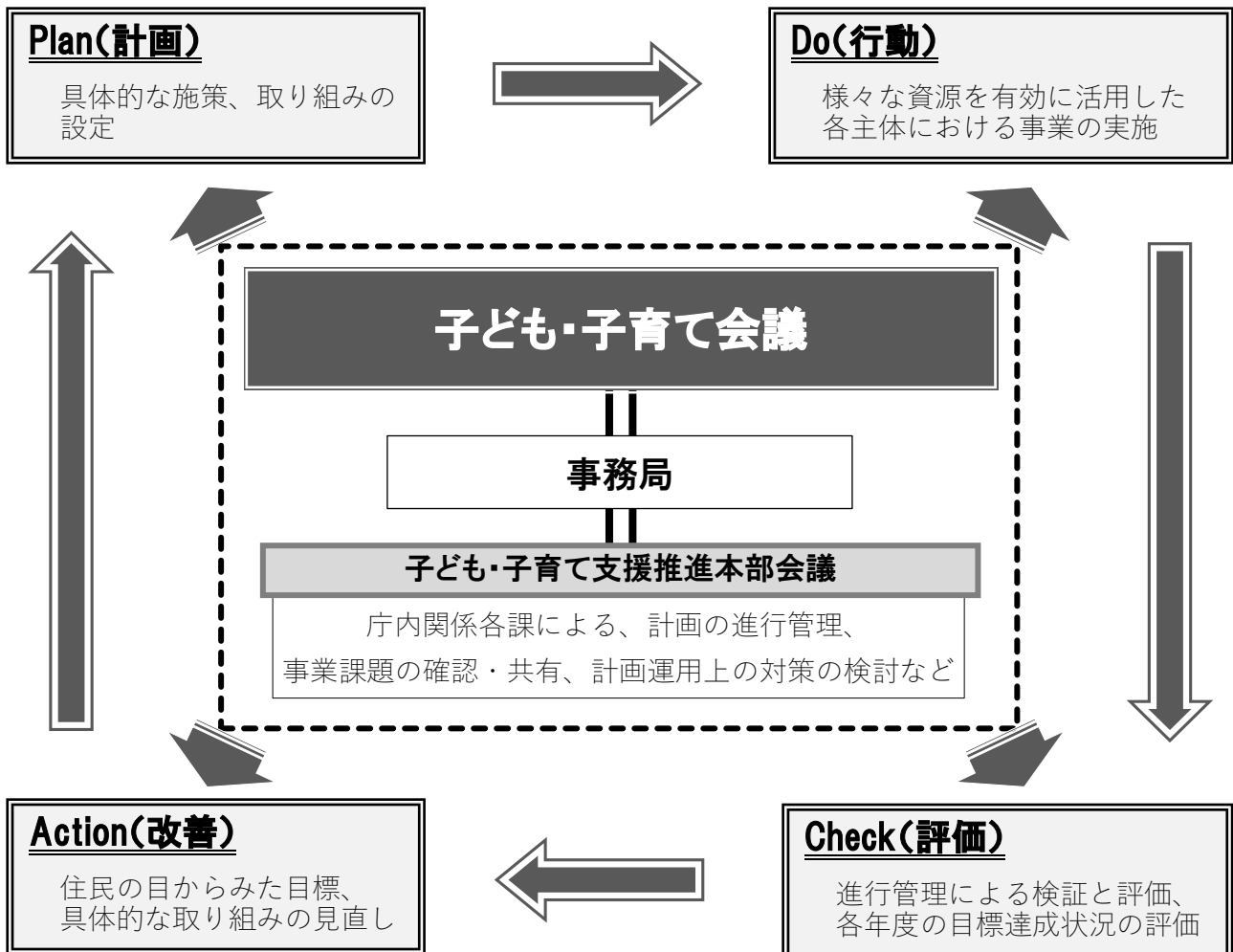
また、子ども・子育て支援の新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

## 第2章 進捗評価の仕組み

本計画は、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、庁内の子ども・子育て支援推進本部会議において、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などの整理を行い、本部会議における課題整理を踏まえ、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。



※計画の進行管理における PDCA サイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画にそった「行動」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。



# 資料編



# 計画策定の経緯

## 1 子ども・子育て会議

### (1)三川町子ども・子育て会議条例

平成25年条例第24号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、三川町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 保育関係者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、企画調整課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (2)三川町子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏名	区分	所属等
1	小野寺 茂 義	教育関係者	小学校校長会代表（押切小学校長）
2	佐 藤 俊 明 ○	保育関係者	みかわ保育園・幼稚園園長
3	佐 藤 裕 輔		みかわ学童保育所運営協議会事務局長
4	本 間 光 夫		いのこ保育園園長
5	梅 津 直 志	子どもの保護者	P T A 連合会会長
6	加 藤 文 顕		子ども会育成会連絡協議会会長
7	マッケーナ美津		みかわ保育園・幼稚園保護者会会長
8	太 田 尚 史		いのこ保育園保護者会会長
9	須 藤 梨 紗		子育てサークル「ポップコーン'S」代表
10	高 橋 行 雄	関係団体に属する者	町内会長連絡協議会会長
11	上 野 千 晶 ◎		民生・児童委員協議会会長
12	石 塚 裕 子		保健委員協議会会計
13	前 野 修 一		青少年育成推進員協議会会長
	(本 間 光 夫 )	学識経験を有する者	(いのこ保育園園長)

◎：会長、○：副会長

(順不同・敬称略)

## 2 計画の策定経過

時 期	内 容
平成 31 年 1 月～2 月	ニーズ調査のための「子ども・子育て支援に関するアンケート」実施
令和 元 年 7 月 30 日	第 1 回三川町子ども・子育て支援推進本部会議
8 月 5 日	第 1 回三川町子ども・子育て会議
令和 2 年 1 月 20 日	第 2 回三川町子ども・子育て支援推進本部会議
1 月 31 日	第 2 回三川町子ども・子育て会議
2 月～3 月	パブリックコメント実施
4 月 1 日	第 2 期三川町子ども・子育て支援事業計画施行



第2期 三川町子ども・子育て支援事業計画  
令和2年3月

---

発行 三川町

〒997-1301

山形県東田川郡三川町大字横山字西田 85

電話 0235-66-3111(代表)